

# 令和6年度 エネルギー産業創出促進事業補助金

## 「デジタル技術関連ビジネスの実証実験」編

### 公募要領

エネルギー産業創出促進事業補助金の対象となる事業のうち、今回募集するのは「デジタル技術関連ビジネスの実証実験」に関する事業となります。「府内企業による研究開発等」に関する事業とは異なりますので、ご注意ください。

#### 1 エネルギー産業創出促進事業補助金について

##### (1) 事業の趣旨・目的

大阪府では、エネルギー産業の進展と密接に関わりを持つ人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）等のデジタル技術関連ビジネスの実証実験を支援することにより、デジタル技術を活用した先進的なビジネスの社会実装につなげるため、予算の定めるところにより、エネルギー産業創出促進事業補助金（以下「補助金」といいます。）を交付します。

##### (2) 公募する事業の内容

今回、公募する事業（以下「補助事業」といいます。）は、上記目的に沿った次のような事業とします。「未来社会の実験場」をコンセプトとして開催される大阪・関西万博の機を捉えた取組みなど革新的な事業の申請をお待ちしています。

###### ○AI、IoT等の先端技術等を活用した事業想定場面における実証実験

府内企業及び府外企業による、エネルギー産業の進展と密接に関わりを持つ人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）等の先端技術等（以下「先端技術等」といいます。）を活用した実証実験であって、大阪府内のフィールドを利用して実施するもの。

※AI、IoT、ビッグデータ、ロボットテクノロジー、それらに関連するブロックチェーン、XR、5Gなどの先端技術が対象となります。

#### 【対象事業例】

- ・ドローンを用いたインフラ施設点検の実証実験
- ・移動ロボットの自動走行の実証実験
- ・AI、IoTなどを用いたモビリティ運行システムの実証実験
- ・デジタルツインの技術を活用した実証実験
- ・AIを用いた混雑緩和システムの実証実験
- ・ロボット技術等を活用したスマート農業の実装に向けた実証実験

#### 【留意点】

###### ○補助事業の基本的な考え方

- ・先端技術等を活用した新製品や新サービス等であり、研究・開発の段階を終えた後の事業化に向けた実証実験が補助対象となります。
- ・すでに商品化されている事業は補助対象となりません。ただし、既に商品化されているものであっても、改良要素がある場合は補助対象となります。

#### ○他の補助金等との関係

- 同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、申請することはできません。ただし、他の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合であっても、その補助金、助成金等の対象経費と、本補助金の対象経費とが明確に区分できる場合は、申請することができます。また、他の公的な補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、本事業申請の際、事業計画書にその旨と対象経費を記載してください。

#### ○外部委託の制限

- 補助事業は、申請者が主体となって実施していただく必要があります。補助事業の全てを外部に委託した場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

## 2 補助事業の実施主体（申請できる方）

補助事業の実施主体（申請できる方）は府内企業及び府外企業です。現在事業を営んでいない方で、これから創業を予定されている方も申請できます。

なお、複数の事業者が連携して事業を実施する場合（※）は、代表事業者を1者選定のうえ、その代表事業者から申請してください。

#### ※複数の事業者が連携して事業を実施する場合

- 申請事業者と共に補助事業を実施する事業者を「共同事業者」という。  
(補助事業に対する一部経費を負担)
- 申請事業者及び共同事業者が実施する補助事業に対して、技術支援等の協力を実施する事業者を「協力事業者」という。  
(補助事業に対する経費負担なし)

## 3 申請資格・要件

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、申請することができません。

補助事業を共同で行う場合は、申請者である代表事業者だけでなく、「共同事業者」のうちの1者でも以下に該当する場合は、申請することができません。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ウ 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- オ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- カ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
- キ 大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）（参考資料）第15条第1項第3号の規定する不正行為をしたと知事が認めた日から一年を経過しない者

また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- ク 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ケ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- コ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

#### 4 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定日以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

また、補助金の額の算定にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

補助事業区分	経費区分	細目	補助対象経費の内容
デジタル技術関連 ビジネスの実証実験	実証実験費	事業費	機器レンタル料、設置工事費 等
		委託費	安全対策費、運搬費 等
		事務費	保険料、学識経験者・モニター等謝礼費、旅費、会場使用料 等

##### 【留意点】

○以下のものは補助の対象外となります。

- ・人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。
- ・交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。
- ・補助事業完了日（令和7年3月31日まで）後に支払いを行ったもの。

○消費税等の扱い

補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

#### 5 補助金額・補助率・補助事業実施期間

補助金額・補助率・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

##### (1) 補助金額

- ・上限100万円

##### (2) 補助率

<中小企業者※>

- ・補助対象経費の2分の1以内

<それ以外の企業>

- ・補助対象経費の3分の1以内

##### (3) 補助事業実施期間

○交付決定日から令和7年3月31日（月曜日）まで

## 【留意点】

- ※中小企業者とは、中小企業基本法（参考資料）第2条第1項第1号から4号に規定する企業とします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する企業は除きます。
- (1) 発行済み株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する企業
  - (2) 発行済み株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有する企業
  - (3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める企業
- 大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合であっても、補助金交付申請額の満額とならない場合があります。
- 当補助金は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した補助事業実績報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがあります。
- 補助金交付先口座については、「全国銀行内国為替制度」加盟の金融機関（国内の金融機関で、国内に所在する支店）の預金口座のみとなりますので、ご留意ください。

## 6 申請方法

### （1）申請書類の受付

#### ア 受付期間

令和6年6月10日（月曜日）から令和6年8月9日（金曜日）まで

※公募要領及び申請書等の様式については、産業創造課ホームページ

（<https://www.pref.osakal.gov.jp/o110020/20240610.html>）からダウンロードしてください（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません）。

#### イ 提出方法

（2）の提出書類一式を、令和6年8月9日（金曜日）必着で、以下の郵送先あてに郵送してください（メールによる提出は不可です）。

なお、特定記録郵便・宅配便など、できる限り到着時の確認ができる方法で発送してください。

※また、提出書類をご持参いただくことが可能な場合は、以下の提出先に、

令和6年8月9日（金曜日）午後6時までに、直接ご持参いただいても差し支えありません。

提出書類を持参される場合は、必ず事前に、来庁日時を電話でご連絡をお願いします。  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後6時まで）

#### 〔郵送先〕

大阪府商工労働部成長産業振興室 産業創造課 管理グループ

「令和6年度エネルギー産業創出促進事業補助金（デジタル技術関連ビジネスの実証実験）」

担当者宛て

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

※郵送発送時に、必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。

(ご連絡は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後6時までお願いします。)

[電話番号] 06-6210-9483

※提出書類の到達の確認後、補助金交付申請書（エネルギー産業創出促進事業補助金交付要綱「以下「交付要綱」といいます。」様式第1号、事業計画書含む）の電子データのメール送付を、大阪府から申請者（代表者）の担当者のメールアドレスあてに依頼しますので、依頼連絡を受けた後にご送付ください。

#### ウ 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

#### (2) 提出書類

下記の書類をご提出ください。

ア 補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）

イ 事業計画書（交付要綱別紙3）

ウ 添付書類

a 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）

個人の場合は印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）

b 直近2事業年度分の決算関係書類（財務諸表、個人事業主の場合は所得税確定申告書）

c 「3 申請資格・要件」ア及びイに係る納税証明書（次のA及びB）

(A) 府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書

(B) 税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書

d 事業や法人の紹介パンフレット等

e 要件確認申立書（交付要綱様式第1-2号）

f 暴力団等審査情報（交付要綱様式第1-3号）

※提出部数は各1部です。「ウ 添付書類」のうち、a及びcについては原本が必要です。

それ以外の書類はコピーでも可とします。提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

※同一事業者が複数事業の申請を行うことも可能です。（対象経費について、二重に計上することができないようご注意ください。）複数事業の申請者が全て同一の場合、提出書類のうち、ウについては、各1部の提出でかまいません。（複数の事業者が連携して実施する場合、事業Aの実施主体が「事業者a+事業者b+事業者c」で、事業Bの実施主体が「事業者a+事業者b+事業者d」の場合は、同一ではありません。）

※提出書類 ア、イ、ウのe及びfは日本語で作成してください。ただし、申請者の住所及び名称、代表者の氏名、固有名詞等については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認する場合があります。

※外国企業が単独で申請する場合、申請者をサポートする日本企業（代理店やパートナー企業）の情報を、事業計画書2の(7)又は(8)に記載してください。

※「ウ 添付書類」fの記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第4条第2項第3号の規定に基づき添付いただくもので、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本

部へ提供することができます。

### (3) 本事業の説明会

#### ア 公募説明会

産業創造課ホームページにてYouTube配信により行いますので、申請をご検討の方は、必ずご視聴をお願いします。

[日時] 令和6年6月10日（月曜日）午後2時から令和6年8月9日（金曜日）午後6時まで

[URL] <https://www.youtube.com/watch?v=k06cDA3xTcU>

#### イ 事業説明会

本事業の周知促進を図るため、経済団体や金融機関などの産業支援機関、大学等研究機関、国・地方公共団体に対して、個別に事業説明を行う場合があります。

### (4) 質疑応答

質問は、大阪府行政オンラインシステムにて受け付け、後日、産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。事業説明会や報道機関等への対応を除いて、対面、電話、メール等での対応はいたしません。なお、事業説明会や報道機関等への対応の中で生じた、共有すべき質問・回答については、同様に産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。

[質問受付期間] 令和6年6月10日（月曜日）午後2時（説明会YouTube配信開始日時）から  
令和6年7月26日（金曜日）午後6時まで

[質問方法] 大阪府行政オンラインシステムによりご質問ください。

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/86234b19-2af0-4360-ade0-e06bdddc779/start>)

[回答方法] 質問への回答は産業創造課ホームページ

(<https://www.pref.osakalg.jp/o110020/20240610.html>) に掲示し、個別には回答しません。

### (5) 申請の取下げ

申請後に他の補助金や助成金等の交付を受けることが決定した等の理由により、申請を取り下げる場合は、書面により届け出てください。11ページに、取下届出書例を掲載しておりますので、参考にしてください。

## 7 審査

### (1) 審査方法

専門家により構成された審査会を令和6年8月下旬（予定）に開催し、申請事業者から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。審査会では、下記の審査項目を中心に審査を行い、補助事業を採択します。

#### ＜審査項目＞

審査項目及び審査項目ごとの配点は、次のとおりです。

ア 実証実験で検証しようとする内容が先端技術を活用したものであるか。また、将来、革新的な商品・サービスの社会実装につながるものか。【30点】

イ 先端技術の実用化に向けての課題が明確であり、課題を踏まえ、実証実験の目的、目的設

- 定及び手法が適切なものになっているか。【35点】
- ウ 事業化にあたり、解決すべき課題に対して適切な実証実験の内容になっているか。【10点】
- エ 事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか。【15点】
- オ 事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。【10点】

なお、中小企業者以外の者（大手・中堅企業）に対しては、社会・経済発展への貢献を期待し、審査項目アにおいて、「社会的課題解決への貢献度合い」や、「事業化による市場創出・拡大の可能性」などにも着目します。

#### (2) 審査結果

審査の結果は、令和6年9月上旬（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

#### (3) 採択事業の公表

採択された補助事業は、企業名、計画名称・概要等を大阪府ホームページ上で公表します。

### 8 採択後の手続き等

#### (1) 採択後のスケジュール

採択後、補助事業者を対象とした説明会を実施します。

#### (2) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

ア 補助事業の経費区分の金額の変更（2割を超えて増減する場合）

イ 事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にあたるか否かは、大阪府が判断しますので、必ず事前にご相談ください。）

#### (3) 事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められません。

#### (4) 実績報告

補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和7年4月10日（木曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書及び経費支出根拠資料（見積書、請求書、納品書、通帳の写し等）を提出していただきます。

#### (5) 補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。

加えて、取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の保管が必要です。

#### (6) 財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上）を知事の事前承認を得ることなく、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸し付け、又は担保に供することはできません。

#### (7) 実施結果の進捗報告及び収益納付

事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る事業化状況について報告し、収益が生じたと認められる場合は、交付を受けた補助金額の範囲内の金額を大阪府に納付していただく場合があります。

#### (8) 成果等の発表

補助事業実施中もしくは事業終了後、大阪府が主催する講演会、セミナー等の場で成果発表または情報提供をお願いする場合があります。

### 9 その他

補助事業の実施にあたって、実証フィールドの探索・調整を行う際には、「実証事業都市・大阪」や「AIDORエクスペリメンテーション」、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による支援プログラムを活用することが可能です。「実証事業都市・大阪」、「AIDORエクスペリメンテーション」による支援プログラムを活用する場合は、提出書類として、エントリーシートを添付してください。

※実証実験の内容や調整の状況によって、実施できない場合があります。

#### ○実証事業都市・大阪

大阪府、大阪市、大阪商工会議所は、「未来社会の実験場」をコンセプトとする2025年大阪・関西万博を見据えて、革新的な実証実験を行いやすい環境を整え、大阪で新しいビジネスを生み出す好循環を創り出し、「実証事業都市・大阪」を実現するため、「実証事業推進チーム大阪」を設置しています。「実証事業推進チーム大阪」では、大阪での実証実験を希望する事業者を大阪内外から広く募集しています。

スタートアップ、中堅・中小企業から大企業まで、先端技術を活用した実証実験を検討されている方は、ぜひ大阪へ！ご提案をお待ちしています。

[https://www.osaka.cci.or.jp/innovation/digital\\_transformation/osaka\\_demonstration\\_experiment/demo-experiment\\_how-to\\_proceed.html](https://www.osaka.cci.or.jp/innovation/digital_transformation/osaka_demonstration_experiment/demo-experiment_how-to_proceed.html)

#### ○AIDORエクスペリメンテーション

AIDORエクスペリメンテーションは、公益財団法人 大阪産業局が実施するIoT・ロボットなど、テクノロジーを活用した製品・サービスのリアルなサービス環境での実証実験をサポートするプログラムです。2025年大阪・関西万博が開催される夢洲に隣接する咲洲・舞洲を中心に実証実験フィールドを提供します。

一般的に、IoT・ロボットなどのテクノロジーを活用して事業展開するにあたっては、ユーザー検証が必要となります。しかし、多くの企業にとって、実証実験場所の確保が課題となっています。こうした課題を解決すべく、複合商業施設ATC（アジア太平洋トレードセンター）や大阪・舞洲エリアのスポーツ施設などと連携して、検証内容に合わせて実証実験場所を調整、提供します。また、実証実験が初めての方も安心して取り組めるよう、安全面のアドバイスや被験者探し

などのサポートに加え、終了後も、事業化に必要な提携先とのマッチングなどのフォローアップ支援も実施します。

費用は原則、無料。全国から応募OKです！ご応募をお待ちしています。

<https://teqs.jp/experimentation>

## ○大阪スマートシティパートナーズフォーラム

大阪スマートシティパートナーズフォーラム（OSPF）は、大阪府、府内43市町村、企業、大学、シビックテックなどで2020年8月に設立した公民連携プラットフォームです。市町村が抱える地域・社会課題解決に向け、ICTを活用したサービスの実証・実装に取り組んでいます。（451企業・団体が参画（2024年3月末日現在））

具体的な取組みとして、府内全市町村の具体的な地域課題とその課題解決に向けたソリューションを持つ企業を繋げられる窓口を持っており、実証に協力いただける市町村と企業のマッチングサポートを行うことができます。

- ・対象事業の実証を行いたいが実験場所の当てがない
- ・実証を行いたい場所はあるが市町村との繋がりがない

以上のようなことでお困りの場合はぜひご相談ください！

<https://smartcity-partners.osaka/>

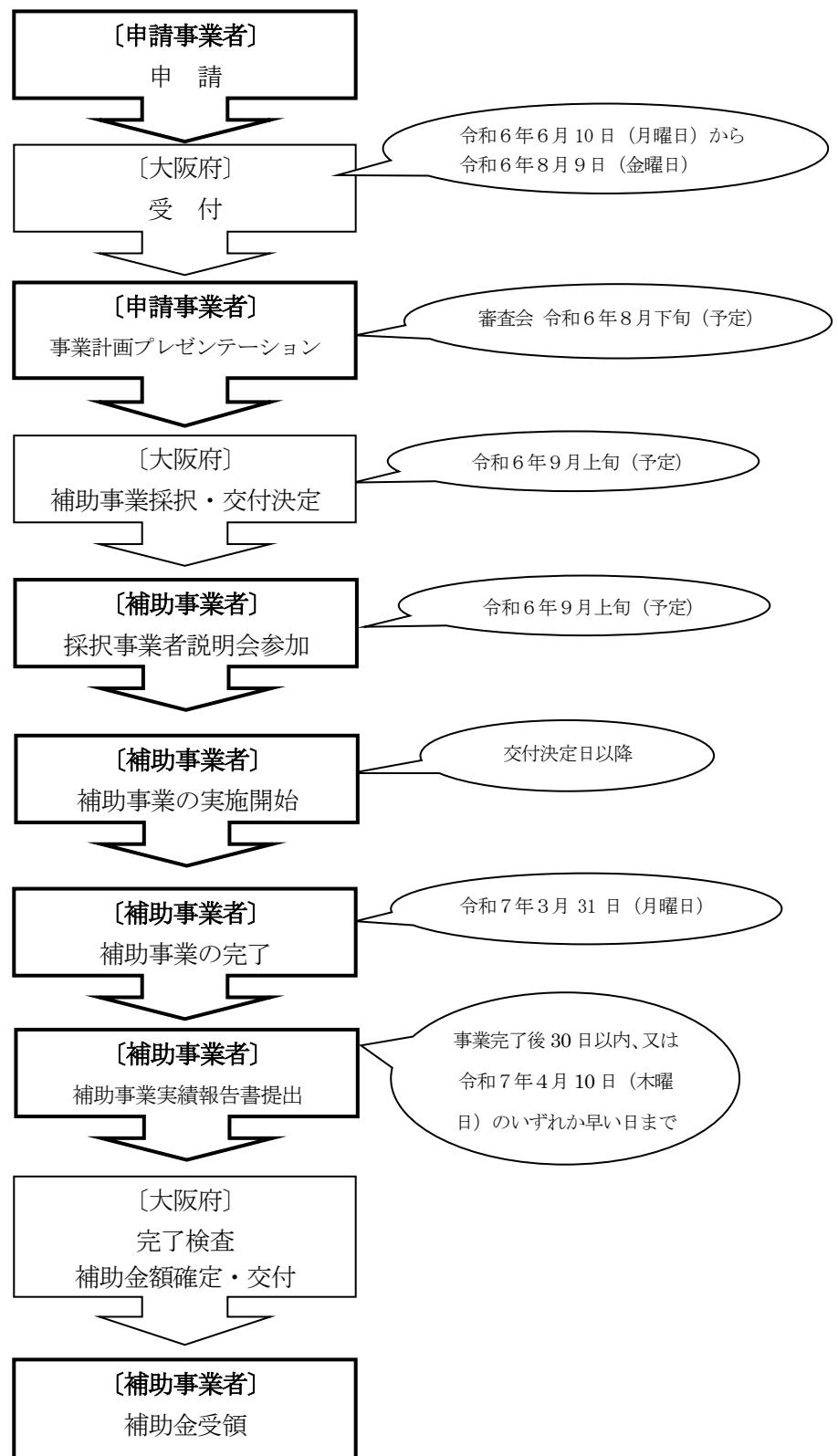
### 申請者の皆様へのお願い

本補助金はいわゆる大阪府の予算に基づく公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

補助金に申請される皆様には、以下の点について充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただくようお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付要綱、公募要領、ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
2. 提出する書類や資料においては、いかなる理由があっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、法令等に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部の取消を行うとともに、受領済みの補助金額に加算金（年利10.95%）をえた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、大阪府から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合、刑事罰等の適用の可能性について、所轄警察署に相談する場合があります。

## 申請から補助金受領までの主な流れ（予定）



(取下届出書の例)

年　月　日

大 阪 府 知 事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

年度 エネルギー産業創出促進事業補助金に係る  
補助金交付申請取下届出書

年　月　日付で、エネルギー産業創出促進事業補助金に係る補助金交付申請をしましたが、下記のとおり取り下げます。

記

1 事業名

2 理由

大阪府補助金交付規則（昭和四十五年十月一日大阪府規則第八十五号） 抜粋

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

（決定の取消し）

第十五条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

三 第二条第二号ロ及びハに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき。

中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号） 抜粋

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。